



江田島のアジサイ、2023 年夏

(1) 居住支援事業の全体図 一連のもの、刑余者支援

I 入居前支援
(新規)

①相談支援: 居住相談、物件と不動産事業者の検索、同行支援、内覧、審査、福祉事務所との調整
②不動産系と福祉系の連携等)

II 入居中支援
(包括、基幹、医療、法律等の連携支援)

相談支援(日常生活、社会生活の維持)
①安否確認、②食料提供、③福祉・医療・法律支援・更生保護・就労等への繋ぎ支援(同行)④成年後見、⑤賃貸借契約・病院・就職時の緊急連絡先、⑥福祉コミュニティ(居場所、・共同性・社会参加) ⑦死後・残置物事務委任、⑧葬儀／見送り

III 地域ネットワークづくり

【居住支援事業（根拠法：住宅セーフティネット法第 40～42 条等）】

居住支援はやはり、図の通り「I 入居前支援」に終わらず、入居後の社会的孤立の中で、地域生活の安定、大きな病気等でなくなられる人の死の見送りもあり「II 入居中支援」「III 地域ネットワークづくり」と繋がっていきます。

2022 年度の事業報告

1 年間住宅確保支援を行って見て、「居住支援」「居住福祉」は、特に支援を頼める親族や知人がおらず、お金もなく自尊心が低い等の、社会的経済的文化的な多次元的な「社会的排除」にあって、個人の人生をつくる場すら確保困難な人が一定数いて、従って同時に公共的政策であることがとてもよく理解できた。全相談件数 359 件。

I 入居前支援

- ① 相談支援： シェルターや地域の個人宅を家庭訪問して、生活困窮者と面接を行い、ニーズアセスメントに基づいた支援計画を策定し、住居探しのために住宅検索ネットの不動産事業者に同行し 住宅物件を複数内覧して、契約まで立ち会った。
- ② 住宅確保の支援： 成約 18 件、不成立 16 件。殆どの生活困窮者は社会的に孤立しているので保証人を確保できない。居住支援センターが不動産事業者、家主、家賃債務保証保険会社に必要な「緊急連絡先」になることで利用者は住居確保できた。
- ③ 引越支援： 寄付物品の家具、布団等の少しの荷物を持っているので車で支援した。生活保護受給中の人で福祉事務所が転居を承認した場合は(賃貸住宅の建て壊しに伴い住宅契約解除をされたて立退きを迫られた人、転居の必要な障害者等)、生活保護制度から出る引越費用を活用した。不動産会社から説明された電気、ガス、水道の開通の支援。

④ 刑務所出所者の居住支援の引き受け： 1 件。広島保護観察所から個別支援を希望する利用者の居住支援を依頼され 2 回面接を行い 居住支援を行った。生活保護申請、シェルター利用申請、地域の住宅探しと契約支援を不動産事業者の協力を得て行った。特に 家賃債務保証保険会社の審査条件をクリアするのが難しい例があった(過去の隣人トラブル、家賃不払いの履歴等の有無)。

Ⅱ 入居中支援

① 見守り・安否確認、日常生活の維持のための食料提供・相談支援： 月の中途でお金を使い果たして食べておらず食料を求めているので、家計管理を助言しつつ寄付の食料等を提供した(個別支援)。

また市内 3 か所で行っている大人食堂、炊き出しの利用を案内した(集団支援)

②医療サービスのつなぎ： 2 件。他県から 薬を持たずに転居しており 医療の確保のため精神科系病院に繋いだ。最初の住宅から新しい所へ転居支援したが 幻聴症状が消えず地域の精神科系医院に同行支援し治癒した。

③ 福祉サービスへのつなぎ： 2 件。入居後に地域の福祉サービスに繋ぐために地域包括支援センター、障害者基幹相談支援事業所につなぎを行ったが、要介護認定、養護老人ホームへの申し込み福祉サービスパッケージの作成等ができていないので、地域のネットワーク作りを行うことが課題である。

④法律支援への繋ぎ： 2 件。障害のある被保護者に親からの財産相続があり、法テラスを経由して 成年後見制度につないだ。

④ 死亡時の住宅賃貸借契約解除事務・残置物処理の事務の委任契約の実施： 1 件。長い付き合いのある利用者が進行性悪性腫瘍にかかり、緩和ケアを選択したので、事前に説明し事務契約を締結し、告知の時期に亡くなられた。葬祭扶助を申請し、葬式 遺骨預かりを終えて、貸主に住宅の契約解除及び残置物の撤去の通知を行った。また 携帯電話会社等に死亡の通知を行った。年度後半に 2 件目の相談を受けている。

Ⅲ要配慮者の地域支援ネットワークの構築

①広島県居住支援協議会、広島市居住支援協議会への会員参加、広島県再犯防止促進協議会への構成員参加

②「広島市域居住支援事業者協議会」(仮称)の組織化： 未達成

③広報： リーフレット「住宅さがしと生活にお困りの方を無料で支援します」(2000 部)、「居住支援ニュース」の発行(5 回*1200 部)の配布、Twitter の設定、hp は未改修。

Ⅳ居住支援研修の実施

4 回参加者合計 111 人。居住支援法人、不動産事業者、住宅・福祉行政、司法・支援団体とのオンライン等による研修、研究会等を行い、居住支援の重要性の啓発を図った。その結果、居住支援および居住支援法人の指定申請の相談が増えた。外部団体主催研修の講師の引受(2022 年 10 月呉市)。

V DX (デジタルトランスフォーメーション)

①google drive の共有(限定的閲覧)： 個人情報・の秘密保持、および従事者、関係者との間での情報共有という命題を実現するために、クラウドの利用を考えたが 費用的に対応できないので、当面これで行っている。

②Zoom による online 会議、研修の実施： 年度中途から専用回線を契約し従事者の業務打ち合わせ、研修に使っている。

2023 度 事業計画

事業計画は前年度とほぼ同じなので新規計画のみ次の通り記述する

Ⅱ 入居中の支援： 見守り・安否確認等に加えて、次を行う。

（新規）③居場所、サロンの開設の検討： 地域生活に移行した利用者、特に刑余者、障害者が「1 週間誰とも話をしたことがない」「コロナ対策等の情報が入らない」「スマートフォンの使い方が分からない」等孤立して社会参加、社会関係を作れず実務的にも困っているのを、個別支援と連動してサロン等の開設を検討する。また、利用者および住民に働きかけて、利用者の自主活動、住民のボランティアの活動の場として提供する。

Ⅲ 要配慮者の地域支援ネットワークの構築

②「広島市域居住支援事業者協議会」（仮称）を組織化（継続）。

③（一社）全国居住支援法人協議会への会員参加（新規）

他に検討事項として自立準備ホームを検討する。



庭のきゅうりとなす

2023年度から登録型社会福祉士に参加して頂いています

2022年度には特に支援困難ケースを担当する鈴木千賀子、田中洋子さんをお願いしています。このたび更に次の3人の方をお願いしています。

○初島です。毎週水曜日に出勤しています。

利用者は刑務所出所者の特徴を持つ利用者グループは5人、29%だが、最近は増えている。

先日、検診命令で病院へ同行し予約患者の隙間を待って、ようやく医師に診てもらいました。2時間の待ち時間の中で、ご本人がいろいろと過去を思い出して話して下さいました。「僕は、昔スポーツ選手で良い所までいった。でも、付き合う友人を間違っしまい、悪いグループから抜けることがなかなかできなくて、どん底まで落ちていった。でも今、そのグループから縁が切れて、自由になれた。僕の夢は、小さい頃に生活していたように自然の中で作物を育てながら穏やかに過ごしたい。楽しみだ」と。居住支援が、ご本人の希望の光となっていることを知りました。居住支援を必要とされる方々が自分の人生を前向きにスタートできるよう支援をしていきます。

○大倉です。登録社会福祉士として居住支援の手伝いをしています。

先日、エレベーターがない4階マンション居住の高齢者の方が、歩くのが不自由になり外出が困難なので、エレベーター付マンションを探してほしいとの依頼が福祉事務所経由でありました。早速面接を行い本人の意思と要望等をお聞きし、不動産会社を通じ複数の住宅を提案しました。本人による下見は困難なので、周辺及び室内のビデオを撮り、メリット・デメリットを説明したところ、一つが本人の希望に合致しました。「周囲にコンビニもあり、見晴らしもよく、今から穏やかに過ごすことができいい所が見つかった」と言われ、居住支援がご本人の支えになることを実感しました。

今後も居を通じ、高齢者の方々が毎日の生活を充実させ、自分なりの人生を最後まで全うしてもらうための支援に取り組んで行きたいと思います。

○倉谷です。

地域では昨年12月より民生委員をしております。民間の会社を退職し専門学校で学んだ後、生活介護や放課後デイサービスの施設に勤めてまいりました。短期間の極めてわずかな経験しかありませんが、居住支援の本旨に共感しこれに関わりたく参加をさせていただいております。

本センターでは、先日来、居住支援の利用希望者に対する面接や、さらに保護観察所職員と同行しての不動産物件内覧等に関わらせていただいております。初回であるケースでは、利用者が希望した物件の家賃債務保証保険会社の審査に通らないなど、いきなり厳しい現況に突き当たっております。このような厳しい条件下ではありますが、これから居住支援を必要とされる人が自分の人生を歩きだせるように支援する努力していく所存です。ご指導のほどよろしくお願いいたします。

自宅でできる寄付ボランティア

住居に移った生活困窮者、今なお路上生活者等が必要なものは次の通りです。寄付をお願いします。ホームレス支援委員会、居住支援センター

事務局に直接お持ちいただくか、送るか、あるいは家具等は事務局にご連絡ください。なお、お名前の公表の可否、匿名希望なども、教えて下さると助かります。

【食料品】 ★お米（精米、玄米。古米でも構いません）、事業所保有の賞味期限間近の災害時の非常食の白飯、ビスケット等。★レトルト食品（調理が苦手な人が多く、温めるとすぐ食べられるカレー、ハヤシ、八宝菜、マーボー丼、親子丼、牛丼、豚丼）、缶詰、即席麺（カップ麺）、日持ちする野菜（かぼちゃ、大根、人参）、概してタンパク質が不足しています。

【家具、家電製品】 ★住居に移る時に大学生のような生活物品一式が必要です。★ベッド、テーブル（こたつ机）、座卓、食器棚、天井照明、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、電子レンジ、IHコンロかガス台、調理器具、テレビ（生保受給者は什器備品費の対象外なので、寄付物品が必要）、ラジオ

【生活物品】 ★自転車。上下布団、布団用シーツ、マットレス等。タオル、キャリーバッグ、デイバッグ、スポーツバッグ、帽子（野球帽・毛糸）、食器一式等

【衣類、靴】 ※新品か洗濯済のもの。★スニーカー（新品・27センチ前後）、★色物の半袖シャツ（M、L）、★夏物衣類（L、XLが不足）、Gパン・ズボン（ウエスト90センチ前後）、下着

【お金】福祉制度対象外で当座の生活費等が必要な生活困窮者・路上生活者等への貸付・給付用。

【お問合せ】 広島県社会福祉士会 事務局 ☎ 082-254-3019】